



児童手当が変わります

児童手当の制度が一部改正され、本年10月分(12月支給分)から、支給対象となる範囲が拡充されます。新たに支給対象となる人などは、手続きが必要です。

【問い合わせ】新館子ども課(☎41-3149)

台風・大雨の季節です 洪水・土砂災害への備えを

毎年、9月～11月までは、台風や大雨などによる災害が起こりやすい季節です。

災害から身を守るためには、自宅・勤務先などの災害リスクを知り、避難経路、非常時の持ち出し品、災害・気象に関する情報を確認しておくことが大切です。

【問い合わせ】本館防災危機管理課(☎41-3511)



7月10日の大雨で増水した北上川の様子

児童手当はどう変わる？

児童手当10月分からの変更ポイント (支給は12月から)

1. 所得制限を撤廃
2. 支給対象を高校生年代まで拡充
3. 第3子以降への手当を拡充
 - 第3子以降の支給額が3万円に増額
 - 子とカウントする年齢が22歳まで拡大(※)
4. 支給回数が年3回から年6回に
 - 偶数月(2・4・6・8・10・12月)に支給

※カウントの変更イメージ (例…4人きょうだいの場合)

子の年齢	9月分まで	10月分から
19～22歳	カウントしない [0円]	第1子 [0円]
高校生年代	第1子 [0円]	第2子 [1万円]
中学生	第2子 [1万円]	第3子 [3万円]
小学生	第3子 [1万5千円]	第4子 [3万円]

●制度の変更イメージ

対象	9月分までの月額	10月分からの月額
0～2歳	1万5千円	1万5千円 ▶ 第3子以降
3歳～小学生	1万円 (第3子以降は1万5千円)	
中学生	1万円	1万円 ▶ 0歳～高校生年代に一律3万円
高校生年代	支給対象外	
所得制限限度額 超えの世帯	0歳～中学生まで 1人につき5千円	所得制限を撤廃 ▶ 上記の対象年齢による金額を支給
所得上限限度額 超えの世帯	支給対象外	

新たに支給対象となる人などの必要な手続きは、下記または市ホームページをご覧ください。書類様式のダウンロードやオンライン手続きに対応予定です。



現在児童手当を受給している人は原則手続き不要ですが、次のような人は手続きが必要です

12月支給分から手当額に反映されるよう、10月31日(木)までに手続きをお願いします。
※10月31日を過ぎても、令和7年3月31日までに手続きした場合は、10月分までさかのぼり支給されます

高校生年代のお子さんのみ 養育している人

または

所得制限により現在児童 手当を受給していない人

申請が必要と市で確認できる人には、9月中旬ごろ通知を郵送します。通知の内容を確認の上、必要事項を記入し、新館子ども課へ提出してください。

次の全てに該当する人

- ☑ お子さんが3人以上いる
- ☑ 19～22歳のお子さんがある
(仕送りなどの経済的負担がある)
- ☑ 0～18歳のお子さんもいる

19～22歳のお子さんをカウントに含める手続きが必要です。市外に暮らすお子さんも対象になります。市ホームページに掲載している確認書を、新館子ども課へ提出してください。

※現在児童手当を受給している人も、手続きが必要です

お子さんが市内在住で 生計中心者は市外に居住

生計中心者が居住する自治体で手続きが必要です。自治体の児童手当担当にお問い合わせください。

手続きが必要な公務員の人へ

これらに該当する公務員の場合は、勤務先での申請になります。申請方法は、勤務先にお問い合わせください。

気象庁の情報などをもとに 市が避難情報を判断

気象庁などは、大雨警報などの防災気象情報を、「警戒レベル相当情報」として危険度に応じて「警戒レベル1～5相当」と数値で表して公表します。これは数値が高いほど災害リスクが高いことを示しています。市では、気象庁が発令する「警戒レベル相当情報」などを参考に、地域の特性や安全に避難を完了するための十分な時間があるか、河川の氾濫や土砂崩れの危険があるエリアに人家があるかなどを検討し、総合的に避難情報の発令判断を行っています。例えば気象庁が「警戒レベル3相当情報 大雨警報」を発表したからといって、市もそれに合わせて「警戒レベル3 高齢者等避難」などの避難情報を発令するとは限りません。

警戒レベルごとのとるべき行動

警戒レベル3 高齢者等避難が発令されたら、高齢者や避難に時間がかかる人は避難を。警戒レベル4 避難指示では、災害リスクのある場所に住む(いる)人全員が避難してください。

警戒レベル5 緊急安全確保が発令されたときは、すでに災害が発生している可能性があります。直ちに、少しでも安全な場所へ移動する、崖から離れるなど、命を守る行動をとってください。

動をとってください。

立ち退き避難と屋内安全確保

災害が発生した時に災害リスクがある場所にいる場合は、指定緊急避難場所をはじめ、親戚や知人宅、ホテル・旅館(宿泊料などは自己負担)などの安全な場所へ立ち退き避難をお願いします。

洪水など水害の恐れがあり、次の要件を全て満たす場合は、自宅や施設の上階へ移動する「屋内安全確保(垂直避難)」も有効です。

土砂災害警戒区域に指定された場所にはない。

。土砂災害警戒区域に指定された場所にはない。

。土砂災害警戒区域に指定された場所にはない。

家庭備蓄品の例

- 食品
- ☐ 飲み物 (水は1人1日3ℓが目安)
 - ☐ カップめん
 - ☐ レトルト食品
 - ☐ 缶詰
 - ☐ 菓子
 - ☐ 無洗米・アルファ米
 - ☐ 調味料

想定される避難時の持ち出し品

- 枕元に置くもの
- ☐ 懐中電灯(予備電池を含む)
 - ☐ 眼鏡
 - ☐ 笛
 - ☐ スリッパ・上履き

非常持ち出し袋に入れておくもの

- ☐ 衣類・下着類
- ☐ タオル・洗面用具
- ☐ 常備薬、お薬手帳
- ☐ 貴重品(財布・現金、保険証、通帳・印鑑など)
- ☐ 携帯電話(充電器、モバイルバッテリーを含む)
- ☐ 携帯ラジオ(予備電池を含む)
- ☐ メモ帳とペン
- ☐ 車や家の予備鍵
- ☐ 飲料水
- ☐ 非常食
- ☐ ティッシュ・ウエットティッシュ・割り箸

玄関または非常持ち出し袋の近くに置くもの

- ☐ 運動靴
- ☐ ヘルメット
- ☐ 手袋(軍手)
- ☐ マスク
- ☐ 雨具(レインコート、長靴など)

家庭備蓄品や 避難時の持ち出し品の確認を

日頃から家庭でできる災害対策として、災害時に必要となる食料や生活用品などを準備しておきましょう。最低でも3日分、できれば1週間分が目安です。また、避難に備えて、避難時の持ち出し品をまとめ、定期的に点検しておきましょう。

氾濫や河岸浸食の発生が想定される「家屋倒壊等氾濫想定区域」に指定された場所にはない。

。洪水で水に浸かる高さ「浸水深」より高い所に避難が可能。

。水・食料などの備えが十分にある。